

## 監理技術者制度等に関する建設業法改正規定の施行日等が決定

平成 18 年 12 月 20 日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」において“公布日から 2 年を超えない範囲内に施行”するとされていた規定の施行期日が決定しました。(政令第 185 号、平成 20 年 5 月 23 日制定による。)

また、同日付けで公布された政令第 186 号「建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令」により、一括下請負の禁止の対象となる重要な建設工事の規定が追加されました。

建設業法および同施行令の主な改正事項と施行日は、以下のとおりです。

### 1. 「監理技術者資格者証」の交付および「監理技術者講習」の受講が義務付けられる対象工事の拡大（個人住宅の建築を除くほとんどの工事が対象となる。）

⇒ 平成 20 年 11 月 28 日から施行

(注) 監理技術者等の専任配置が必要な「重要な建設工事」に関する建設業法施行令第 27 条の規定については、条文の一部について書き方等が改められたものの、ほぼ従前の内容のとおりとなっている。

### 2. 「一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事」（法第 22 条第 3 項）は、「共同住宅を新築する建設工事」とする。（建設業法施行令第 6 条の 3）

⇒ 平成 20 年 11 月 28 日から施行

以上